

## 人権尊重に係る声明

### はじめに

SMBCグループは、果たすべき使命として「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する」という経営理念を掲げています。こうしたなか、人権の尊重を重要課題の一つであると認識し、継続的な取組を行うために「人権声明」を定めています。

SMBCグループは、グローバルに活動する金融グループとして、また国連グローバル・コンパクトに賛同するグループとして、「世界人権宣言」「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」「ISO26000」「ビジネスと人権に関する指導原則」並びに「子どもの権利とビジネス原則」等の基本原則などで示されている人権の尊重に取り組めます。

SMBCグループは、関係するステークホルダーと対話・協働しつつ、現代奴隷、強制労働、人身売買、児童労働など、あらゆる形態の搾取的労働慣行をSMBCグループの事業及びサプライチェーンから排除することを目指し、またその他の自社の事業と関係する人権への負の影響に対応することで、グローバル企業として期待されている人権尊重責任を果たしてまいります。

法令諸規則は国や地域によって異なる点もありますが、SMBCグループは現地の法令諸規則を遵守したうえで、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。

### 人権尊重へのコミットメント

SMBCグループは、国際的な原則に表明されている人権を最低限のものとして理解し、尊重します。そのうえで、自社の事業活動が人権に対して影響を与える可能性があることを理解し、人権面も含めたデューデリジェンスや救済措置に基づいた、サプライチェーンを含む事業活動全体における人権の尊重に取り組めます。SMBCグループの事業活動によって人権侵害を引き起こした、あるいはこれを助長したことが明らかになった場合には、お客さまとの対話など適切な手段を通じて、その救済に努めます。

### 役割と責任

人権尊重に関する取組は取締役会に報告がなされ、監督が行われています。本人権声明もまた、経営会議での審議を経て承認されています。また、コンプライアンスの統括

責任者であるグループCCOを委員長とするコンプライアンス委員会では、人権尊重に関する取組を含むSMBCグループ内の各種業務に関して、コンプライアンスの観点から広く検討・審議しています。

## 適用の範囲

本人権声明は、SMBCグループの人権に対する姿勢を表明するものであり、グループ内の全ての会社に適用されます。本声明中に示されている原則や取組は、グループ内の全ての取締役、役員及び従業員によって遵守されるべきものです。また、SMBCグループのお客さま、サプライヤー等、関連するあらゆるステークホルダーにも、本声明の遵守が期待されています。

## 私たちの従業員

SMBCグループは、従業員は公正に且つ尊厳を持って扱われるべきであると考えています。このような考えに基づき、SMBCグループでは、強制労働やハラスメント、また人種、性別、性的指向、性自認、宗教、信条、国籍、障害、家柄に係る差別などの人権侵害のない職場を従業員に提供するよう努めてまいります。また、採用や昇進プロセスにおいても、差別的な取り扱いが行われないように努めているほか、結社の自由と団体交渉権を尊重しています。

また、「行動原則」においても、全ての従業員が他の従業員の人権を尊重し差別やハラスメントを行わないことを明記しています。

SMBCグループの従業員は、法令諸規則や倫理的規範（人権に関連する社内のポリシーや指針を含みます）に反する、または反する恐れがある行為を、法令諸規則で認められる範囲で、報復的措置を受ける心配なしに、内部通報窓口を通じて報告することを奨励されています。また、これらの法令諸規則に違反した者に対しては、懲戒解雇を含む、適正な処分がなされます。

## お客さまとの協調

SMBCグループは、SMBCグループ自身の行動を通じて人権尊重の姿勢を示し、またこのような人権尊重の考え方をお客さまと共有することにより、人権尊重の促進に向けて責任を果たしていきたいと考えています。

SMBCグループは、SMBCグループの商品やサービスが犯罪の発生や促進などの不適切な目的のために利用され、結果として、人権侵害にもつながるようなリスクを最小化するため、お客さまのことをよく知るよう努めています。

SMBCグループは「ESGに関するリスクの考え方」に基づいて潜在的な環境社会リスクを明確化しています。三井住友銀行では「エクエーター原則」を遵守し、一定の基準を満たすプロジェクト向けのファイナンスに取り組む際にはデューデリジェンスを行っており、お客さまとの対話や専門家の意見を基に、人権に関する事項を含めて、プロジェクト事業者によって適切な緩和策がとられていることを確認しているほか、プロジェクト事業者に対して、先住民族からのFPIC（Free, Prior and Informed Consent / 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）の取得や、労働条件への配慮などの取組を求めています。

また、SMBCグループは、お客さまのプライバシーを保護・尊重するほか、お客さまへのサービスの提供にあたって差別的な扱いがないよう努めています。加えて、SMBCグループの人権尊重に関する責任に反する可能性のある事業や、直接的・間接的に搾取的労働慣行を助長する可能性のある事業を行うことがないように努めています。

## サプライヤーとの協調

SMBCグループは、そのサプライチェーンを通じて、人権尊重に向けて責任を果たしていきたいと考えています。

SMBCグループは、サプライヤーに対して、事業を行う各国において適用される法令諸規則の遵守を求めています。さらに、SMBCグループは、サプライヤーに対し、法令諸規則に留まらず、労働慣行、賃金、職場の安全性およびその他の労働上の問題に関する適切な基準を満たすよう奨励しています。

## 救済措置へのアクセス

SMBCグループは、様々なステークホルダーから人権に関する相談を承る枠組み（苦情処理メカニズム）を構築しています。お客さまからは、コールセンター、電話、ホームページ等を通して相談を承り、従業員からは専用の内部通報窓口を通して、相談を受け付けています。これらはいずれも相談者が不利益を被ることがないように、匿名性に配慮がなされています。

三井住友銀行では、お客さまに対して「ご意見・ご要望窓口」を設置し、提供した商品・サービスにおいて、人権に関する負の影響を受けたと感じている方々を含めて、お客さまからの報告を承っており、これらは経営に反映されています。また、一定の基準を満たすプロジェクト向けのファイナンスに取り組む際には、事業者に対して、その事業によって人権に関する負の影響を受ける地域社会等を対象とした苦情処理メカニズムを設置し、利用者のアクセスを確保するよう求めています。

### 人権を尊重するための教育

SMBCグループは、従業員に対して、雇用機会の均等、ダイバーシティの確保など、様々な人権問題に関する研修を実施しています。この研修を通して、従業員一人ひとりの人権啓発を図るとともに、人権に関する十分な知見に基づいたお客さまとのエンゲージメント強化につなげるよう努めています。

### 人権尊重の把握と開示

SMBCグループは、人権尊重に関する取組および進捗を、ホームページ等で公開し、ステークホルダーの方々に理解頂くよう努めています。

### 継続的なコミットメント

人権尊重は、今後、ますます重要性を増していく課題であり、この分野において SMBCグループが果たすべき責任もますます大きくなっていくと認識しています。このような認識のもと、SMBCグループは、変化し続ける世界の状況を踏まえながら、その企業活動と人権への対応について、不断の見直しを行うことを約束します。